

小児慢性特定疾病医療費助成制度(根拠法令：児童福祉法)

児童福祉法で規定される特定の疾病（小児がん、先天性心疾患など 762 疾患）に罹患した子どもの医療費の負担軽減を図るため、自己負担分の一部を助成します。

■ 対象疾患：16 疾患群 762 疾患（2019.7.1～）

- ①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血液疾患、⑩免疫疾患、⑪神経・筋疾患、⑫慢性消化器疾患、⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、⑭皮膚疾患群、⑮骨系統疾患、⑯脈管系疾患
- ※対象となる疾患及び症状の程度については、国の認定基準どおり

■ 対象者：保護者が県内に在住している、18 歳未満の児童（ただし、18 歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満の者も対象とする。）

■ 認定期間：有効期間の始期は申請の受理日。終期は原則として受理日から当該年度末まで。

■ 自己負担上限額：世帯の所得に応じた医療費の自己負担上限額（月額）を設定し、上限を超える部分について、県 1/2、国 1/2 の割合で公費負担するものです。入院時の食事療養費も半額又は全額を公費により助成します。

【例】 5歳の子で、月の医療費が 100,000 円、自己負担上限額が月 5,000 円の場合 →保険給付で 80,000 円、自己負担 5,000 円、公費負担 15,000 円となります。

① 保険給付 (健康保険 小学校就学前 8割)	②	③公費 負担
① 保険給付 80,000円	↑	国 1/2・県 1/2
② 自己負担上限額 5,000円		
③ 公費負担 15,000円		

※ 一般的には、小学校入学後の子は保険給付 7 割となるが、小児慢性特定疾病患者においては、制度との差である 1 割分も公費負担となる。

なお、子ども医療費助成制度<sup>(註)</sup>に該当する場合は、自己負担分についてその対象となります。

注 子どもが必要な医療を安心して受けられるよう医療保険における自己負担相当額を公費（県 1/2、市町村 1/2）により支給する。通院は小学校就学前、入院は中学校卒業まで、それを超える範囲は市町村が独自に負担。

徴収基準額表（小児慢性特定疾病医療給付）（現行制度）

（単位：円）

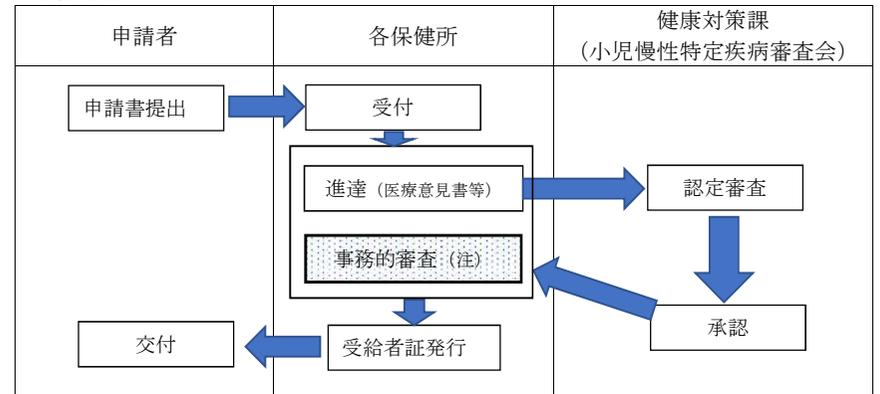
受給者証表示	階層区分	自己負担上限額（患者負担割合：2割、外来+入院）		
		一般	重症患者(※1)	人工呼吸器等装着者(※2)
A	I	生活保護等		0
B 1	II	市町村民税 非課税	低所得 I (~80 万円)	1,250
B 2	III		低所得 II (80 万円超~)	2,500
C 1	IV	一般所得 I (~市町村民税 7.1 万円未満)		5,000
C 2	V	一般所得 II (~市町村民税 25.1 万円未満)		10,000
D	VI	上位所得 (市町村民税 25.1 万円以上)		15,000
入院時の食事療養費				1/2 自己負担（ただし生活保護等は 0）

※1 「高額かつ長期」該当者（医療費総額が 5 万円/月（例えば医療保険の 2 割負担の場合、医療費の自己負担が 1 万円/月）を超える月が年間 6 回以上ある場合）又は重症患者基準該当者のいずれかに該当する場合

※2 人工呼吸器又は体外式補助人工心臓等を使用している場合

■ 申請窓口：県保健所（名古屋市・中核市を除く。）

■ 事務処理フロー



(注) 今回事務処理を誤った部分